

四万十市消防団本部指令車
仕 様 書

令和 7 年 7 月
四 万 十 市

四万十市消防団本部指令車 仕様書

第 1 章 総則

- 1 本仕様書は四万十市（以下「甲」という）が購入する、四万十市消防団本部指令車（以下「指令車」という）について定める。
- 2 本車両は本仕様書に定めるほか、製作された車両は「道路運送車両法」及び「道路運送車両の保安基準」に適合し、緊急自動車として承認が得られるものでなければならない。
- 3 車体は常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。
- 4 本仕様書に記載無き事項で、艤装の性質上、当然必要な施工については、甲の指示に従い、受注者（以下「乙」という）の負担をもって施工するものとする。
- 5 契約にあたっては、本仕様書を了承し、十分な熟知の上契約するものとし、契約後の疑義一切全て甲の解釈に従うものとする。
- 6 乙は本車両の製作途中、諸般の理由により本仕様書及び図面において、変更を認めたとき、あるいは不信な点が生じたときは甲に連絡し、その指示を受けて速やかに図面等を提出して承認を受けること。
また、設計・製作について特許、その他権利上の問題等に起因する不都合個所が生じた場合には、乙においてその責任を負うこと。
- 7 本車両のシャーシ、艤装品、取付品及び付属品は全て新規製品とし、十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- 8 乙は製作に先立ち、以下の製作承認図（目次を付けて製本したもの）を甲に提出し、承認を受けること。なお、提出部数は 2 部とする。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 艤装図（外観 5 面図）
 - (3) 電気配線系統図
 - (4) 装備品一覧表
 - (5) その他、甲が指示するもの
- 9 乙は納入時に、以下の図書を甲に提出すること。なお、提出部数は 2 部とする。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 艤装図（外観 5 面図）
 - (3) 電気配線系統図
 - (4) 装備品一覧表
 - (5) 自動車検査証（写し）
 - (6) 工程写真（製作中各工程）
 - (7) その他、甲が指示するもの
- 10 甲は製作の途中に中間検査及び納車時に完成検査を実施する。なお、検査の日時については、乙は甲に事前連絡をすること。
- 11 保証期間は完成検査合格日より 1 年間とする。また、部品によってメーカーの保証期間に残

存期間がある場合は、その期間まで保証すること。ただし、設計及び工作不良等に起因する不具合が発生した場合は、無償にて部品の交換又は修理を行うものとする。

12 車両の陸送、検査、登録、届出及び手続きについては、全て乙が代行して行うこととし、その費用は乙が負担するものとする。ただし、車両の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料金及び登録諸費用については、甲が別途負担するものとする。

13 納入後、甲が指示する時期にシャーシ、艀装装置や積載品の取扱い説明を行うこと。

14 納入期限は、令和8年2月末日とする。但し、諸般の事情で納入期限が延期される場合は、担当と協議し変更できるものとする。

15 納入場所は四万十消防署とする。

16 納入の際には、四万十市担当者の立会いのもと、必要な検査を受け不具合が生じた場合には、改修のうえ再検査を受けるものとする。

17 乙は、廃車手続き1台分の方法については、市と協議し決定すること。

第2章 シャーシ

1 本指令車のシャーシの仕様は、次のとおりとする。なお、メーカー公表の最新型とし、乙は納入後もシャーシメーカーの整備手帳に基づきサービスを行うものとする。

- (1) 型 式 ロングバン・標準ボディ・標準ルーフ・標準フロア
- (2) ド ア 5ドア
- (3) 定 員 5名以上
- (4) エンジン ディーゼルエンジン
- (5) 総排気量 2,400cc以上
- (6) 変 速 機 オートマチックトランスミッション
- (7) 駆動方式 4WD
- (8) 出 力 97kW(132PS)以上
- (9) 操舵装置 パワーステアリング
- (10) 安全装置 ABS機能、SRSエアバック(運転席、助手席)

2 シャーシ取付品及び付属品は以下のとおりとする。また、自動車メーカーが公表している標準仕様は当然設けるものとする。

- (1) パワーウインド
- (2) 後退警報器(ブザー式)
- (3) LEDヘッドライト
- (4) LEDフォグランプ
- (5) USB付CDプレイヤー
- (6) サンバイザー(運転席、助手席)
- (7) サイドバイザー(両側)
- (8) サイドミラー(電動格納式)
- (9) アンダーミラー

- (10) フロアマット（全席）
- (11) リヤシート（スライド２段階調整式・リクライニング機能）
- (12) LED式フレキシブルマップライト（助手席側）
- (13) デジタルインナーミラー（バックモニター内蔵）
- (14) リヤクーラー（冷房）
- (15) リヤヒーター（暖房）
- (16) 泥除け（黒色・全車輪）
- (17) 自動車標準工具（ジャッキ含む）
- (18) 取扱説明書、パーツリスト
- (19) ドライブレコーダー
- (20) ETC ベーシック

第３章 艀装

１ 材料

- (１) 艀装材料は全て日本工業規格に準拠し、各基準に適合したものを精選し、使用すること。
- (２) 車体及び艀装部は堅牢で耐久性があり、防錆についても十分に配慮し製作すること。
また、艀装部においては極力重量の軽減に努めること。

２ 車外

- (１) 後部座席のドアは両側ともスライド式、バックドアは跳ね上げ式にすること。
- (２) 両スライドドア及びバックドアの窓には曇りフィルムを貼ること。
- (３) 車体後部バンパー中央に踏み台（アルミ縞板製）を設けること。
- (４) フロントバンパー上部及び車両後部に赤色点滅灯（LED）を取付け、LED散光式赤色警光灯と連動すること。
- (５) 車両屋根の前方にLED型散光式赤色警光灯（標識灯、スピーカー及び電動サイレン内蔵型）を取り付けること。また、電動サイレンは自動吹鳴装置付きとし、断続スイッチで作動すること。なお、前部座席室の操作しやすい位置にサイレンアンプを取り付け、LED散光式赤色警光灯スピーカーに接続すること。
- (６) 両スライドドアの上部にLED型作業灯（左右各１個）を取り付け、前部座席室の適当な位置にスイッチを設けること。
- (７) 各電装品の配線は車内の内張り内を通すこと。また、配線の貫通部から雨水等が車内に侵漏することを防止する構造にすること。
- (８) 車両前面の中央付近に消防章（団マーク）を取付けること。
- (９) 両後輪に路肩灯を取り付け、スモールライトに連動させること。（協議）

３ 車内（座席室）

- (１) 乗車定員は５名以上とし、各座席にシートベルトを取り付けること。
- (２) 前席のシート中央は格納式テーブル及びA4サイズ収納可能大型ポケット内蔵とする。

- (3) 前部座席室の操作しやすい位置にUSB付CDプレーヤーを取付け、サイレンアンプに接続し、切り替えスイッチにより車外への広報が行える構造にすること。
- (4) 助手席のピラー付近にLEDフレキシブルマップランプを設けること。リヤ室内灯は大型とすること。
- (5) 車内天井の内張りは、無線等の配線の点検及び整備を容易に行うため、脱着式またはそれと同等の機能を有する構造にすること。

4 車内(荷室)

- (1) 荷室にベルト等で消火器(10型)を固定し、容易に取り出せるようにすること。
- (2) バックドア底部にLED散光式赤色警光灯と連動する赤色点滅灯(LED)を取付け、バックドアを開放した状態で、後方から容易に点滅灯が視認できるものとする。
- (3) 荷室の天井にLED室内灯を設け、バックドアの開閉に連動すること。

5 消防用車載型無線電話装置

- (1) 本装置は既存車両から運転席内の運転に支障のない、操作し易い位置に移設し、新規のアンテナを取付け、同軸ケーブルを運転席内に配線すること。なお、移設及びアンテナの取付け位置並びに配線については、別途協議する。
- (2) 無線機の電源は、バッテリーから直接無線機専用に運転席へ配線すること。なお、装置の取り付けに際し、アースを設けることのできる構造とすること。
- (3) アンテナは、デジタルアンテナとする。
- (4) 無線機の電源を自動的に切断するユニットを一組入れること。

第4章 塗装及び記入文字

- 1 車体は朱色ウレタン吹付塗装とする。また、色別については、以下のとおりとする。
 - (1) 車両下部 標準色
 - (2) アルミ縞鋼板 地銀可
- 2 夜間に車体の全貌が視認し易いよう、反射材を車体前後面及び側面に貼ること。(※別途デザイン及び色指定)要協議
- 3 車両フロント部文字
白文字(ゴシック体)で「SHIMANTO CITY FIRE VOLUNTEER CORPS」と表示すること。
- 4 車両側面文字
白文字(ゴシック体)で「SHIMANTO CITY FIRE VOLUNTEER CORPS」と記入し、文字の向きは、左右どちらとも左から右向きに読めるように表示すること。
- 5 車両後部文字
車両後部に白文字(ゴシック体)で「SHIMANTO CITY FIRE VOLUNTEER CORPS」と記入すること。
- 6 標識灯文字

黒文字丸ゴシック体で「消防団本部」と記入すること。

7 車両屋根部文字

白文字（丸ゴシック体）で「はた 12」と対空表示すること。

第5章 取付品、取付装置及び付属品

- 1 取付品、取付装置及び付属品は別表のとおりとする。なお、仕様にある付属品の取扱いがない場合には、同等品以上の仕様品でも可能とする。ただし、この場合には事前に詳細な仕様等を提示し甲の同意を得ること。

第6章 その他

- 1 ナンバープレートのナンバーは、119 とする。
- 2 本仕様書記載事項に疑義を生じたときは、その都度、四万十市担当職員及び四万十消防署担当職員と協議のうえ処理するものとする。

別表 取付品、取付装置及び付属品

品 名	規 格・型 式	数 量
消防章	150 mm	1 個
散光式警光灯	NF-ML-VK2M-LA1	1 式
電子サイレンアンプ	TSK-D151	1 式
赤色点滅灯	LFA-100（フロント・リア各 2 個）	4 個
作業灯	LIA-200（左右各 1 個）	2 個
バックドア底部赤色点滅灯	LFR-1	2 個
路肩灯	LIA-W（左右各 1 個）	2 個
助手席マップランプ	フレキシブル型 LED	1 個
消火器	自動車用消火器 10 型	1 本
無線機移設工事	アンテナは新規とする。	1 式